

第 11 期 飯田市分別収集計画

令和 7 年 8 月 15 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

昨今、廃棄物処理施設の確保が非常に困難な状況にある中、当市の最終処分場の埋立計画期間については、施設周辺住民の理解が得られ、令和 17 年度まで延長されたが、少しでも長く使えるよう延命化を図っていく必要がある。

本計画はこのような状況に鑑み、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・市民、事業者、行政が一体となった環境負荷の低減
- ・リサイクル製品の積極的使用による循環型社会の構築
- ・分別収集の全市的な取り組みの推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、その他の紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

なお、スチール缶およびアルミ缶は金属類として収集されているが、混合収取・処分のため本計画の対象外である。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度
容器包装廃棄物 (うちスチール缶・アルミ缶)	2,053 t (371 t)	2,034 t (367 t)	2,011 t (364 t)	1,989 t (360 t)	1,963 t (357 t)
製品プラスチック	134 t	133 t	132 t	131 t	129 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を引き続き実施する。

- ・ごみ処理費用負担制度の運用
「ごみ」として処理をする「燃やすごみ」と「埋立ごみ」に対しては、排出量に応じてごみ処理手数料を求める一方、容器包装廃棄物を主としたリサイクル対象品は手数料無料として負担格差を設けることにより、分別排出の経済的動機付けを行い、「ごみ」としての容器包装廃棄物排出抑制を促進する。
- ・各地区まちづくり委員会との協働によるごみの組成調査の実施
各地区まちづくり委員会との協働により、埋立ごみの組成調査を実施する。市と南信州広域連合で行う燃やすごみの組成調査の結果と合わせ、容器包装等の資源物の混入状況を公表することで、リサイクルに係る市民の意識の向上を図る。
- ・リサイクルの見える化からの意識啓発
令和7年度から始めたペットボトルの水平リサイクルのように、資源ごみがどのようにリサイクルされるのかを市民に周知し、リサイクルに係る市民の意識の向上を図る。
- ・各地区まちづくり委員会等と連携したごみの削減と適正処理の推進
各地区まちづくり委員会等と協力し、学習会の開催、地区のイベントや広報などでの周知活動、視察や研修会の開催などにより、ごみの減量と適正処理を推進する。
- ・学校教育におけるごみの適正処理に関する知識の普及
市内小中学校において取り込まれる環境教育（ごみ分別学習、施設見学等）に積極的に関わり、ごみの分別や減量への意識付けを推進する。
- ・家庭から排出されるごみの減量に向けた新たな手法の研究
家庭から排出されるごみを減量するための新たな手法を研究する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

ごみ中間処理施設、最終処分場等の処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の利便性や協力度、民間の受け入れ施設、回収効率等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	資源ごみ	金属 ※1
主として ガラス製の容器	資源ごみ (ガラスびん)	(透明) (茶) (その他)
主として段ボール製の容器	資源ごみ	紙 (段ボール)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	資源ごみ	紙 (その他紙) ※2 ※3
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源ごみ	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源ごみ	ペットボトル、以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	資源ごみ	製品プラスチック

※1 スチール缶、アルミ缶は混合収集・処分されているため、計画の対象外である。

※2 現行の市の分別区分である「紙資源」中の「その他紙」で混合回収するものとする。

※3 紙製の容器包装のうち、原材料としてポリエチレン等プラスチック類やアルミニウムが使用されているものは、燃やすごみに区分する。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度 2026年度		令和9年度 2027年度		令和10年度 2028年度		令和11年度 2029年度		令和12年度 2030年度	
主としてスチール製の容器 ※4	0t		0t		0t		0t		0t	
主としてアルミニウム製の容器 ※4	0t		0t		0t		0t		0t	
無色のガラス製容器	(合計) 137t		(合計) 136t		(合計) 135t		(合計) 134t		(合計) 132t	
	(引渡) 0t	(独自) 137t	(引渡) 0t	(独自) 136t	(引渡) 0t	(独自) 135t	(引渡) 0t	(独自) 134t	(引渡) 0t	(独自) 132t
茶色のガラス製容器	(合計) 97t		(合計) 96t		(合計) 92t		(合計) 88t		(合計) 83t	
	(引渡) 97t	(独自) 0t	(引渡) 96t	(独自) 0t	(引渡) 92t	(独自) 0t	(引渡) 88t	(独自) 0t	(引渡) 83t	(独自) 0t
その他の色のガラス製容器	(合計) 65t		(合計) 64t		(合計) 63t		(合計) 63t		(合計) 62t	
	(引渡) 65t	(独自) 0t	(引渡) 64t	(独自) 0t	(引渡) 63t	(独自) 0t	(引渡) 63t	(独自) 0t	(引渡) 62t	(独自) 0t
主として紙製の容器包装であって、飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	49t		49t		48t		48t		47t	
主として段ボール製の容器	303t		300t		298t		295t		292t	
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの	(合計) 82t		(合計) 81t		(合計) 80t		(合計) 80t		(合計) 79t	
	(引渡) 0t	(独自) 82t	(引渡) 0t	(独自) 81t	(引渡) 0t	(独自) 80t	(引渡) 0t	(独自) 80t	(引渡) 0t	(独自) 79t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 38t		(合計) 38t		(合計) 36t		(合計) 35t		(合計) 33t	
	(引渡) 0t	(独自) 38t	(引渡) 0t	(独自) 38t	(引渡) 0t	(独自) 36t	(引渡) 0t	(独自) 35t	(引渡) 0t	(独自) 33t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 911t		(合計) 903t		(合計) 895t		(合計) 886t		(合計) 878t	
	(引渡) 911t	(独自) 0t	(引渡) 903t	(独自) 0t	(引渡) 895t	(独自) 0t	(引渡) 886t	(独自) 0t	(引渡) 878t	(独自) 0t
	(うち白色トレイ)	(合計) 0t	(合計) 0t	(合計) 0t	(合計) 0t	(合計) 0t	(合計) 0t	(合計) 0t	(合計) 0t	(合計) 0t
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 134t		(合計) 133t		(合計) 132t		(合計) 131t		(合計) 129t	
	(引渡) 134t	(独自) 0t	(引渡) 133t	(独自) 0t	(引渡) 132t	(独自) 0t	(引渡) 131t	(独自) 0t	(引渡) 129t	(独自) 0t

※4 スチール缶、アルミ缶は混合収集・処分されているため、計画の対象外であり量の見込み数値を「0」とする。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

なお、人口変動率は、国立社会保障・人口問題研究所における当市の2025年、2030年の推計人口（展望人口）から次のとおり設定した。

令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度
93,056人 (対前年度比) 98.88%	92,203人 (対前年度比) 99.08%	91,350人 (対前年度比) 99.07%	90,497人 (対前年度比) 99.07%	89,644人 (対前年度比) 99.06%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集の実施主体

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分		収集、 運搬段階	選別、 保管等段階
主として スチール製の容器		資源ごみ	金属	市による 定期回収	民間業者 (委託)
主として アルミニウム製の容器					
主として ガラス製 の容器	無色の ガラス製容器	資源ごみ (ガラス びん)	(透明)	市による 定期回収	民間業者 (委託)
	茶色の ガラス製容器		(茶色)		
	その他の ガラス製容器		(その他)		
主として 段ボール製の容器		資源ごみ	紙 (段ボール)	市による 定期回収	民間業者 (委託)
主として紙製の容器であ って飲料を充てんするた めのもの(原材料としてアル ミニウムが利用されて いるものを除く。)			紙 (その他)		
主として紙製の容器包装 であって、上記以外のもの					

主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源ごみ (ペットボトル)	市による 定期回収	民間業者 (委託)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源ごみ (プラマーク)	市による 定期回収	民間業者 (委託)
製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	資源ごみ (プラマーク)	市による 定期回収	民間業者 (委託)

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

- ・ スチール製の容器及びアルミニウム製の容器については、市内の民間事業者に処理を委託する。
- ・ ガラスびん及びペットボトルについては、市内の民間事業者に減容圧縮・保管等を委託する。
- ・ 段ボール製の容器及びその他の紙製の容器包装については、市内の民間事業者に処理を委託する。
- ・ ペットボトルについては、市内の民間事業者が、再生ペットボトル用の原料に加工した後、飲料事業者に提供して水平リサイクルとするよう委託する。
- ・ その他プラスチック製の容器包装については、市内の民間事業者を選別減容圧縮・保管等を委託する。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分		収集容器	収集車	中間処理
主として スチール製の容器	資源ごみ	金属	袋	ダンプ車等	民間業者 (委託)	
主として アルミニウム製の容器						
主として ガラス製の 容器	無色の ガラス製容器	資源ごみ (ガラス びん)	(透明)	折り畳み式 エコバッグ	ユニック車	民間業者 (委託)
	茶色の ガラス製容器		(茶色)			
	その他の ガラス製容器		(その他)			

主として 段ボール製の容器	資源ごみ	紙 (段ボール)	縛る	ダンプ車等	民間業者 (委託)
主として紙製の容器であ って飲料を充てんするた めのもの（原材料として アルミニウムが利用され ているものを除く。）		紙 (その他)			
主として紙製の容器包装 であって、上記以外のも の					
主としてポリエチレンテ レフタレート製の容器で あって飲料、しょうゆ等 を充てんするためのもの	資源ごみ (ペットボトル)		折り畳み式 エコバッグ	ユニック車	民間業者 (委託)
主としてプラスチック製 の容器包装であって上記 以外のもの	資源ごみ (プラマーク)		袋	パッカー車等	民間業者 (委託)
製品プラスチック（プラ スチック資源循環法に基 づく分別対象物）	資源ごみ (プラマーク)		袋	パッカー車等	民間業者 (委託)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・資源物回収団体への活動支援

あらかじめ飯田市資源物回収団体連絡協議会へ登録し、市内に居住する者で組織された営利を目的としない団体に対して補助金を交付し、資源回収活動を支援する。

- ・食品スーパー等の店頭回収の利用促進

飯田市公式ウェブサイトやごみリサイクルカレンダー、ごみ分別ガイドブック等による啓発活動により、食品スーパー等の店頭におけるトレイ、ペットボトル、紙パック、アルミ缶等の店頭回収の利用を促進する。